

令和7年

[N o . 15] 建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

- 1 . 「延べ面積500m²、地上2階建ての自家用倉庫」は、第二種中高層住居専用地域内において、新築することができる。
- 2 . 「延べ面積5,000m²、平家建ての水泳場」は、第一種住居地域内において、新築することができる。
- 3 . 「延べ面積800m²、平家建ての産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物（廃プラスチック類 の破碎施設で、1日当たりの処理能力が6 t のもの）」は、工業地域内において、新築することができる。
- 4 . 「延べ面積400m²、地上2階建ての幼保連携型認定こども園」は、工業専用地域内において、新築することができる。